

通商産業省告示第七百四十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第二号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次の表上欄のとおり定め、経済産業大臣が告示で定める地域及び経済産業大臣が告示で定める金額を同表中欄及び下欄のとおり定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成六年通商産業省告示第四十五号（輸出貿易管理令別表第五第二号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物等の件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十二年十二月二十八日

通商産業大臣 平沼 赳夫

輸出貿易管理令別表第五第二号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次の表上欄のとおりとし、経済産業大臣が告示で定める地域及び経済産業大臣が告示で定める地域及び経済産業大臣が告示で定める金額は、同表中欄及び下欄のとおりとする。

輸出貿易管理令別表第二の一九及び二五の項の中欄に掲げる貨物	貨物
全地域	地域
二五万円	金額